

外国証券取引口座約款に関するご通知
(中国上場投資信託の取引について)

松井証券株式会社

当社は、中華人民共和国(以下「中国」という。)における上場投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信投資法人法」という。)第2条第28号に規定する外国投資信託のうち、同法第58条第1項に基づく内閣総理大臣への届出が行われている外国投資信託の受益証券であって、外国の有価証券市場に上場し、同市場において継続的に取引が行われているものをいう。以下同じ。)の取引に関し、以下のとおりご通知申し上げます。

中国における上場投資信託についての外国取引(売買注文を外国の有価証券市場に取り次ぐ取引をいう。)及び国内における店頭取引を行う場合には、外国証券取引口座約款第20条(諸料金等)第1項第(3)号及び第(4)号に規定される諸料金のうち、「ファンド所定の手数料」は存在せず、また、外国取引においては別途当社所定の取次手数料が発生します。したがって、かかる取引には同約款第20条第1項第(3)号及び第(4)号を適用せず、別紙記載の取扱といたします。

上記の取扱について、ご異議のある場合は本書の閲覧後15日以内に当社までご連絡くださるようお願い申し上げます。かかる期間内にご連絡のない場合は上記の取扱をご了承いただいたものとしてお取扱いいたします。

以上
平成17年1月

別紙

当社が、中華人民共和国（以下「中国」という。）における上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信投資法人法」という。）第2条第28号に規定する外国投資信託のうち、同法第58条第1項に基づく内閣総理大臣への届出が行われている外国投資信託の受益証券であって、外国の有価証券市場に上場し、同市場において継続的に取引が行われているものをいう。以下同じ。）の外国取引及び国内における店頭取引を行う場合、外国証券取引口座約款第20条（諸料金等）第1項第(3)号及び第(4)号の代わりに以下の規定を適用します。なお、本別紙における用語は、別段の定めのない限り、外国証券取引口座約款に定める用語と同一の意味を有します。

1. 中国における上場投資信託の外国取引については、当社所定の取次手数料及び売買の取次地所定の公租公課その他の賦課金を当社が定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。
2. 中国における上場投資信託の国内店頭取引については、国内の公租公課その他の賦課金を当社が定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。